重要事項説明書

(生活援助型訪問サービス)

利用者: 様

ケアサポートシステムりんどう

〒547-0043

大阪市平野区平野東3丁目6-15-103号

TEL (06) 6794-8111

FAX (06) 6794-8002

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている生活援助型訪問サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 事業者

- (1) 事業者名 有限会社システムケアつつみ
- (2) 代表者氏名 永井 祐一郎
- でんかばんごう (4) 電話番号 06-6794-8111

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 生活援助型訪問サービス

おおさかししてい
大阪市指定

介護保険事業所番号第2775801455号

- (2) 事業所の名称 ケアサポートシステムりんどう
- (3) 事業所の所在地 大阪市平野区平野 東 3丁目6-15-103
- (4) 電話番号 06-6794-8111
- (6) 通常の事業実施地域 大阪市 (平野区)・(東住吉区)

3. 事業の目的および運営方針

く事業の目的>

要介護状態になったご利用者が可能な隙りその居宅において、その着する能力に能じ自立した目常生活を営むことができるよう、生活援助型訪問サービス計画に基づく目常生活上の世話や介護その他必要な援助を行うことによって、ご利用者の要支援状態の維持もしくは改善ができ、要介護状態になることを予防することを首節とします。

<運営方針>

ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、 学院市や他の保健医療サービス笈び福祉サービスを提供する者、地域と の運携に努めます。 聞るくなごやかな雰囲気の節で、 丁寧なサービスの 提供を心がけるとともに、 適切な介護技術をもってサービスの提供を 管行います。

4. サービス提供可能な日と時間帯

えいぎょう ひ営業日	けつ きんようび ただ ねんまっねんし 月~金曜日(但し、年末年始12/30~1/3休み)
えいぎょう じ かん 営業時間	9:00~18:00

5. 事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょう び 営業日	けつ きんようび ただ ねんまつねん し やす 月~金曜日(但し、年末年始12/30~1/3休み)
えいぎょう じかん 営業時間	9:00~18:00

6. 事業所の職員体制

_{かんりしゃ}	つつみ	だいすけ
管理者	堤	大輔

Luc 職	^{Lゅ} 種	luk to the train	人員数
サービス提供責	きにんしゃ	せいかつえんじょがたほうもん とうかっ ちょうせい 生活援助型訪問サービスの統括・調整	3名
まうもんかいごしょくし 訪問介護職員		せいかつえんじょがたほうもん 生活援助型訪問サービス業務(管理者 のぞ 除く)	がいじょう 7名以上
ま務職員		ま類の記入や整理	1名

7. 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1)提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容		
生活援助	^{かいもの ちょうり そうじ せんたく} 買物・調理・掃除・洗濯など		

※以下のサービスは、生活援助型訪問サービスとしては提供できません。

- いりょうこうい X医療行為
- がいしゅつかいじょ じりつせいかつしえん ため みまも てきかいじょ
- × 外 出 介助・自立生活支援の為の見守り的介助
- りょうしゃいがい せんたく ちょうり かいもの ふとんぼ ×利用者以外の洗濯・調理・買物・布団干しなど
- くき うえきはなき みず てい げんかんさき そうじ メロットの世話など 本見の でい な関先の掃除、ペットの世話など
- ×大掃除、窓のガラスみがき、床のワックスがけなど
- らいきゃく おうせつ ちゃ しょくじ てはい ×来客の応接(お茶、食事の手配など)
- かぐ でんききぐ いどう しゅうぜん そうじ ×家具・電気器具の移動・修繕・掃除(エアコン・換気扇)など

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

かいでほうしゅう。こくじじょう。きんがく おおさかしい きてきょうがく 介護報酬の告示上の金額(大阪市域摘要額)とします。(月額)

・月途中でのサービス開始若しくは終了した場合、日割計算となります。

りょうしゃふたんがく じょうだん わり ちゅうだん わり げだん わり (利用者負担額 上段1割・中段2割・下段3割)

< ぶん 区 分	ないよう 内容	りょうりょう 利用料	りょうしゃふたんがく 利用者負担額
			988円/月
			(33円/日)
せいかつえんじょがたほうもんで 生活援助型訪問費 I /2	 _{ょうしえん} 要支援1・2	9,874円/月	1,975円/月
	要支援1・2 	(322円/日)	(65円/日)
			2,963円/月
			(97円/日)
			1,973円/月
	^{ょうしえん} 要支援1・2	19,726円/月 (644円/日)	(65円/日)
生活援助型訪問費 II /2			3,946門/月
			(129円/日)
			5,918門/月
			(194円/日)
			3,131円/月
	ょうしぇん 要支援2		(104円/日)
せいかつえんじょがたほうもんひ 生活援助型訪問費Ⅲ/3		31,302円/月 (1,034円/日)	6,261円/月
			(207円/日)
			9,391円/月
			(311円/日)

がいこしょくいんしょくうかいぜんかさん じょうきりょうりょう かさん ※介護職員処遇改善加算として上記利用料に22.4%加算されます。

8. その他の費用について

(1) 交通費

ご利用者の居宅などが、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費 実費請求いたします。

(2) その他

サービス提供に当たり必要となるご利用者の居宅での電気・ガス・水道の費用は、ご利用者の負担となります。

- 9. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について
 - (1) 利用料、その他の費用の請求
 - 〇 利用料、その他の費用は、ご利用月ごとに請求いたします。
 - 〇 請求書は、ご利前道の整角の10百以降1週間以内にご利前者宛 お届けします。
 - (2) 刹剤料、その他の費用の支払い
 - 〇 利用料その他の費用は、請求月末までに、予認のいずれかの予法によりお支払でさい。
 - ア)事業者指定口座への振込
 - イ) ゆうちょ 銀行自動払い込み
 - ウ) 現金支払
 - O お受払を確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず 保管をお願いします。
 - ※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上 遅延し、さらに支払いの催告から 14日以内にお支払いがない場合には、 契約を解約した上で、未払い労をお支払いただくことになります。

10. サービス提供記録について

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録しその控えをご利用者に交付します。また、この記録は2年間保存することとします。

11. 担当ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口について

ご利用者の事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、下記の精談担当までにご精談ください。

ますだみたんとうしゃ つつみ だいすけ 相談担当者 堤 大輔

nhら<さき 連絡先ファックス(06)6794―8002

受付時間帯 9:00~18:00

※ 担当ヘルパーの変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して 調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない 場合もありますことを予めご了承ください。

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

事業。者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終うした後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前頭の規定にかかわらず、ご利用者および家族の個人情報を以下のために、必要最小での範囲内で使用・提供、または収集します。

- 〇 ご利用者に関わる介護予防サービス計画及び生活援助型訪問サービス計画の立繁や円滑なサービス提供のために実施されるサービス 担当者会議での情報提供
- 〇 介護予防支援事業所とサービス事業所との連絡調整
- 〇 ご利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の 意見を求める必要がある場合
- ご利用者の容態の変化にともない、繁急連絡を必要とする場合
- (3) 個人情報に関する情報共有に必要な書類例は以下の道り

	びつ 心	まう要	しょ るい れい 書 類 例
①介護保険被保険者証			⑥減額証
②アセスメント書類			⑦サービス提供記録
③介護予防サービス計画			⑧身体障害者手帳
4経過報告書			⑨診断書
⑤主治医の意見書			⑩介護予防訪問介護計画

※個人情報の使用及び提供期間は、サービス提供の契約期間に準じます。

13. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主心	りょうしゃ しゅじい 利用者の主治医	
	しょぞくいりょうきかんめいしょう 所属医療機関名称	
主治医	所在地	
	でんわばんごう電話番号	
気か	きんきゅうれんらくさきかぞくなど 緊急連絡先家族等	
家族等等	^{じゅうしょ} 住所	
	でんわばんごう 電話番号	

14 高齢者<u>虐待防止について</u>

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に 努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

15 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う生活援助型訪問サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った生活援助型訪問サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

16 **苦情処理の体制及び手順**

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するためいまうになった。 ではずまからでは、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談などでは、地握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡を設定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡をは、地域を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

17 感染症について

事業者は契約有効期間中、インフルエンザ・ノロウイルスなど感染症と診断された利用者に対し、当該サービス提供を中止する場合があります。

18. サービス提供に関する相談、苦情について

(t = 1	またである。 業所の窓口】	所在"地	大阪市平野区平野東3丁目
ケアサポートシステムりん			6-15-103
どう		でんわばんごう 電話番号	06-6794-8111
	かんりしゃ 管理者	FAX番号	06-6794-8002
	つつみ だいずけ 堤 大輔	受付時間	9:00~18:00
(が対の窓口】	所在地	大阪市平野区平野東
1	大阪市平野区社会福祉協議会		2-1-30
	平野区	でんわばんごう電話番号	06-6795-1666
	ちぃきほうかっしぇん 地域包括支援センター	FAX番号	06-6795-1660
		うけっけじかん 受付時間	9:00~17:00
2	おおさかしひがしすみよしくしゃかいふくしきょうぎかい 大阪市東住吉区社会福祉協議会	所在"地·	大阪市東住吉区田辺
	東住吉区		2-10-18
	ちぃきほうかっしぇん 地域包括支援センター	でんわばんごう電話番号	06-6622-0055
		FAX番号	06-6622-9123
		受付時間	9:00~17:00
3	まおさかし あ べ の くしゃかいふくしきょうぎかい 大阪市阿倍野区社会福祉協議会	所在地	大阪市阿倍野区帝塚山
	阿倍野区		1-3-8
	世域包括支援センター	でんわばんごう電話番号	06-6628-1400
		FAX番号	06-6628-9393
		受付時間	9:00~17:00
(<u>ご</u> う	できだんたいの窓口】	所在地	大阪市中央区常磐町1-3-8
	大阪府国民健康保険	でんわばんごう電話番号	06-6949-5418
	だんたいれんごうかい 団体連合会	受付時間	9:00~17:00

19. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月

上記内容について、「大阪市訪問サービス(第1号訪問事業)の事業の人員、 せっぴまようしゃ 設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)」の規定に基 でき、利用者に説明を行いました。

しょざいち 所在地	大阪市平野区平野東3丁目6一	15-103
ほうじんめい 法人名	ゅうばんがいしゃ 有限会社システムケアつつみ	
だいひょうしゃ 代表者	とのしまのやく ながい ゆういちろう 取締役 永井 祐一郎	ED
事業所名	ケアサポートシステムりんどう	
説明者氏名		ËĎ
	法人名だいひょうしゃ代表者	法人名 特別 特別 では、 できずんがいしゃ

じゅうようじこうせつめいしょ こうふ うえ ほうもんかいこじぎょうしゃ せつめい う どうい 重要事項説明書の交付の上、訪問介護事業者より説明を受け同意しました。

りょうしゃ 利用者	^{じゅうしょ} 住所	
	L m i 氏名	ЕР
^{かそく} ご家族	^{货度为上。} 住所	
	L め N 氏名	ED

